

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）</p> <p>第十三条の六 第十三条の三第二項の規定は、銀行法施行令第四条第十項第五号（銀行法施行令第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十三条の三第二項第一号及び第二号中「当該長期信用銀行」とあるのは「当該長期信用銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）</p> <p>第十三条の十一の四 銀行法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、長期信用銀行が営むことができる業務（以下「長期信用銀行関連業務」という。）とする。</p> <p>（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）</p> <p>第十三条の十一の五 長期信用銀行は、当該長期信用銀行、当該長期</p>	<p>（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）</p> <p>第十三条の六 第十三条の三第二項の規定は、銀行法施行令第四条第十項第五号（銀行法施行令第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十三条の三第二項第一号及び第二号中「当該長期信用銀行」とあるのは「当該長期信用銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の親金融機関等（銀行法第十三条の三の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該長期信用銀行、当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の子金融機関等が行う長期信用銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。

3 第一項の「対象取引」とは、長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の子金融機関等が行う長期信用銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第二十五条の二十 銀行法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、長期信用銀行関連業務とする。

(新設)

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第二十五条の二十一 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の親金融機関等(銀行法第五十二条の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第三項に

(新設)

規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う長期信用銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。

3 第一項の「対象取引」とは、長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う長期信用銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第二十五条の二の二十二 (略)

(資産の額等)

第二十五条の十の三 銀行法施行令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する債務の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

2 銀行法施行令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲

(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第二十五条の二の五 (略)

(資産の額等)

第二十五条の十の三 銀行法施行令第十六条の二の三第一項第二号イに規定する債務の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

2 銀行法施行令第十六条の二の三第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲

げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、当該長期信用銀行持株会社が連結配当規制適用会社である場合において、吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。）が当該長期信用銀行持株会社の子会社であるときは、銀行法施行令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

一・二 (略)

(届出事項)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜九 (略)

十 第二十五条の二の二十二第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十一〜二十二 (略)

4〜10 (略)

げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、当該長期信用銀行持株会社が連結配当規制適用会社である場合において、吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。）が当該長期信用銀行持株会社の子会社であるときは、銀行法施行令第十六条の二の三第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

一・二 (略)

(届出事項)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜九 (略)

十 第二十五条の二の二十第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十一〜二十二 (略)

4〜10 (略)

